

廃棄物埋設事業に係る区分の見直し及び指定廃棄物埋設区域に係る規制の創設に関する原子炉等規制法施行令の改正案並びに関係規則の制定案及び改正案に対する意見公募の結果について

平成30年9月12日
原子力規制委員会

廃棄物埋設事業に係る区分の見直し及び指定廃棄物埋設区域に係る規制の創設に関する原子炉等規制法施行令等の改正案並びに関係規則の制定案及び改正案について、意見公募を行った。その結果は以下のとおり。

1. 概要

期 間：平成30年8月2日から8月31日

対 象：

(1) 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（仮称）

① 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和32年政令第324号）

② 宅地建物取引業法施行令（昭和39年政令第383号）

③ 不動産特定共同事業法施行令（平成6年政令第413号）

(2) 廃棄物埋設事業に係る区分の見直し及び指定廃棄物埋設区域に係る規制の創設に関する原子力規制委員会規則の整備に関する規則（仮称）

① 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（昭和63年総理府令第1号）

② 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則（平成20年経済産業省令第23号）

(3) 指定廃棄物埋設区域における土地の掘削の許可等に関する規則（仮称）

方 法：電子政府の総合窓口（e-Gov）、原子力規制委員会ウェブサイト、郵送、FAX

応募数：3件（うち1件は、意見公募手続の対象以外に対する意見）

2. 意見公募の結果

当該政令の改正案及び規則の制定・改正案に対する意見及び意見に対する考え方を別表1のとおりとりまとめた。

以上

廃棄物埋設事業に係る区分の見直し及び指定廃棄物埋設区域に係る規制の創設に関する原子炉等規制法施行令の改正案
並びに関係規則の制定案及び改正案に対する御意見に対する考え方

番号	御意見等（原文）	考え方
1.	<p>地層処分事業では地下深部に廃棄物を埋設することから、処分場を閉鎖した後には地上での一般的な活動を可能とするようにサイトを解放することができると考えている。</p> <p>また、地上の活動に伴い、例えば地上に建物を建てる際の地盤調査や建物の杭基礎のような一般的な地下利用に対して、不必要に一般の人の権利を制約することがないように指定廃棄物埋設区域の範囲や掘削の許可の基準の考え方を示していただく必要がある。</p> <p>これは立地地域の将来計画にも影響を与えるものであり、「どの範囲」が指定され、「どの程度の期間」、「どのような行為」に対して掘削が許可されるのかは処分場の適性に関する調査を受け入れていただく地域にとっても重要な問題である。</p> <p>このため、安全確保上、合理的に必要とされる範囲や掘削の許可の基準についての考え方を早い段階で具体的に示していただくことが重要であるとする。</p>	<p>指定廃棄物埋設区域として指定する範囲や指定廃棄物埋設区域内における土地の掘削の許可のための具体的な基準は、廃棄物埋設施設が設置される場所、環境条件、施設の設計等によって異なります。このため、指定廃棄物埋設区域として指定する範囲の具体的な基準を示すことはできませんが、不必要に一般的な土地利用を妨げることがないように配慮し、廃棄物埋設施設が設置される場所、環境条件、施設の設計等を踏まえて立体的な区域を指定します。また、指定廃棄物埋設区域を指定する際は、前述の設計等を踏まえた、当該指定廃棄物埋設区域における土地の掘削の許可に対する具体的な基準を個別に定め、公表することとしています。</p>

2.	<p>・「核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則」の現行第8条第1項第1号は今回の変更対象ではありませんが、第1条の2第2項第3号の変更に伴い、第8条第1項第1号の「余裕深度処分」を「中深度処分」と変更する必要があると思います。</p>	<p>御指摘のとおり、第8条第1項第1号の「余裕深度処分」を「中深度処分」に修正いたします。</p>
	<p>・「指定廃棄物埋設区域における土地の掘削の許可等に関する規則」第1条第1項の「第五十九条の二十九第一項の許可」と、第2条第1項の「第五十九条の二十九第一項本文の許可」との文言の違いは、何を意味しているのですか？ また、様式第1の裏面の第51条の31第3項の冒頭の「第一項」は、他の記載箇所と同様に、算用数字で「第1項」と記載したほうが良いと思います。</p>	<p>「指定廃棄物埋設区域における土地の掘削の許可等に関する規則」第1条第1項の「第五十一条の二十九第一項の許可」と第2条第1項の「第五十一条の二十九第一項本文の許可」は、いずれも第51条の29第1項の許可を示しています。このため、第2条第1項における「第五十一条の二十九第一項本文の許可」を「第五十一条の二十九第一項の許可」に修正いたします。また、御指摘のとおり、様式第1の裏面の第51条の31第3項の「第一項」を「第1項」に修正いたします。</p>

・「宅地建物取引業法施行令」の改正案の第2条の5第28号の「許可」には、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第76条の「承認」は含まれるのですか？ また、同法第2条の5第28号の「許可」は、その処分の公示について同法に規定がなされていませんが、宅地建物取引業者はどのように当該処分の事実を知り得るのですか？

・「不動産特定共同事業法施行令」の改正案の第7条第32号の「許可」には、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第76条の「承認」は含まれるのですか？ また、同法第7条第32号の「許可」は、その処分の公示について同法に規定がなされていませんが、不動産特定共同事業者はどのように当該処分の事実を知り得るのですか？

ご指摘の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第76条は、同法の国に対する適用関係を規定したものでありますが、同法第51条の32の規定によって国及び地方公共団体が行う土地の掘削については同法第51条の29第1項の許可は要しないこととなっています。また、宅地建物取引業法第78条第1項及び不動産特定共同事業法第69条第3項はこれらの法律の規定が国及び地方公共団体には適用されない旨を規定しています。よって、宅地建物取引業法施行令第2条の5第28号及び不動産特定共同事業法施行令第7条第32号の「許可」には核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第76条の「承認」は含まれません。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第51条の29第1項の許可については、宅地建物取引業者及び不動産特定共同事業者は、土地の取引の過程等において、指定廃棄物埋設区域内の土地の所有者に確認すること等により把握することが可能であるほか、原子力規制委員会に照会いただければお答えいたします。